

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第90号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年5月28日 18時36分ごろ	
発生場所	静岡県静岡市清水灯台から真方位159° 17.5km付近 (概位 北緯34° 51.8′ 東経138° 35.8′)	
事故等調査の経過	平成22年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>ニュー オースピシヤス</sup> NEW AUSPICIOUS (パナマ共和国)、26,586トン 9149378 (IMO 番号)、NEW PURSUE LINE SA B 漁船 第十八 <sup>しょうこう</sup> 昭幸丸、323トン 129038、昭幸水産有限会社	
乗組員等に関する情報	A 船長A (中華人民共和国籍)、船長免状 (パナマ共和国発給) B 船長B、四級海技士 (航海) 航海士B、三級海技士 (航海)	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷外板に凹損及び擦過傷 B 右舷船首部に凹損及び擦過傷、前部マスト折損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか19人が乗り組み、駿河湾を南進中、左舷船尾方約0.3海里 (M) に同航するB船がいたことから、B船に対して汽笛による信号を行った。 平成22年5月28日18時32分ごろ、A船は、B船がA船の船尾方約0.1Mまで接近したので、汽笛による信号を繰り返すとともに、減速し、右転を開始した。 18時34分ごろ、A船は、B船が約100mのところ逼迫したので、全速前進とし、右舵10°をとった。 B船は、船長B及び航海士Bほか3人が乗り組み、駿河湾を南進していた。 1人で船橋当直についていた航海士Bは、衝突の直前に右舷方に初めてA船を視認した。 両船は、18時36分ごろ、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。 両船とも自力航行が可能で、浸水や油の流出はなかった。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし なし A船は、清水灯台南南東方沖を南進中、A船の左舷後方から接近したB船と衝突したものと考え

	<p>られる。</p> <p>A船は、左舷後方から接近するB船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、接近した際に、汽笛による信号を行い避航を促すとともに、右転して衝突を避けようとしたが、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、清水灯台南南東方沖を南進中、航海士Bが、衝突の直前までA船に気付いていなかったことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、清水灯台南南東方沖において、A船及びB船が南進中、A船が適切な見張りを行わず、また、B船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>